

令和2年4月20日

久慈市議会議長 畑 中 勇 吉 様

久慈市長 遠 藤 譲 一

議案等の送付について

第6回久慈市議会臨時会議に提出する次の議案等を別添のとおり送付します。

記

議案第1号	令和2年度久慈市一般会計補正予算（第1号）	総務部
議案第2号	（仮称）広域道の駅整備工事の施設整備契約の締結に 関し議決を求めることについて	総合政策部
報告第1号	久慈市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例に関する専決処分の報告について	総務部
報告第2号	市税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分の 報告について	総務部
報告第3号	道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関する 専決処分の報告について	建設部
報告第4号	道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関する 専決処分の報告について	建設部
報告第5号	道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関する 専決処分の報告について	建設部

議案第1号

令和2年度

久慈市一般会計補正予算

(第1号)

令和2年度久慈市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度久慈市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,191,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月20日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円	千円	千円
		893,332	28,500	921,832
	1 基金繰入金	893,332	28,500	921,832
歳入合計		21,163,000	28,500	21,191,500

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		2,330,311	7,250	2,337,561
	1 総務管理費	1,968,362	7,250	1,975,612
7 商工費		874,047	21,250	895,297
	1 商工費	874,047	21,250	895,297
歳出合計		21,163,000	28,500	21,191,500

一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 繰入金	893,332	28,500	921,832
歳入合計	21,163,000	28,500	21,191,500

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,330,311	7,250	2,337,561
7 商工費	874,047	21,250	895,297
歳出合計	21,163,000	28,500	21,191,500

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			7,250
			21,250
			28,500

2 歳 入

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	450,000	28,500	478,500
計	893,332	28,500	921,832

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
1	財政調整基金繰入金		28,500	財政調整基金繰入金 千円 28,500

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,007,993	7,250	1,015,243				7,250
計	1,968,362	7,250	1,975,612				7,250

7 款 商工費

1 項 商工費

2 商工業振興費	384,734	21,250	405,984				21,250
計	874,047	21,250	895,297				21,250

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 7,250	新型コロナウイルス対策事業費 7,250

18 負担金、補助及び交付金	21,250	新型コロナウイルス感染症対策資金保証料等補助金 新型コロナウイルス感染症特別貸付補助金	12,850 8,400
----------------	--------	--	-----------------

議案説明資料（第6回久慈市議会臨時会議）

議案第1号

令和2年度久慈市一般会計補正予算（第1号）資料

1 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

補正前の額	補正額	予算総額	備考
21,163,000	28,500	21,191,500	

（単位：千円）

新規・ 拡充	事業名	区分	予算書 頁数	事業内容	予算額 (補正額)	左の財源内訳				
						国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源

総務費

○	新型コロナウイルス対策事業費		P11	小中学校、学童保育施設、保育園等に配布するマスク・消毒液の購入経費	7,250						7,250
---	----------------	--	-----	-----------------------------------	-------	--	--	--	--	--	-------

商工費

◎	新型コロナウイルス感染症対策資金保証料等補助金		P11	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者が、岩手県の融資制度により資金を借入した際の利子及び保証料に対する補助金	12,850						12,850
◎	新型コロナウイルス感染症特別貸付補助金		P11	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者が、日本政策金融公庫の融資制度により資金を借入した際の利子に対する補助金	8,400						8,400

◎新規 ○拡充

議案第2号

(仮称) 広域道の駅整備工事の施設整備契約の締結に関し議決を求める
ことについて

(仮称) 広域道の駅整備工事の施設整備に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 (仮称) 広域道の駅整備工事
- 2 工事場所 久慈市夏井町鳥谷第7地割地内
- 3 契約金額 1,257,850,000円
- 4 受注者 名称 M・K・F特定建設工事共同企業体
代表者 住所 久慈市新中の橋第4地割35番地の3
氏名 宮城建設株式会社
構成員 住所 久慈市新中の橋第4地割35番地の3
氏名 宮城建設株式会社
代表取締役社長 竹田和正
構成員 住所 久慈市新中の橋第37地割108番地の5
氏名 株式会社久慈設計久慈
代表取締役 生平浩一
構成員 住所 久慈市新井田第4地割13番地の1
氏名 株式会社藤森測量設計
代表取締役社長 藤森義浩

令和2年4月20日提出

久慈市長 遠藤 譲一

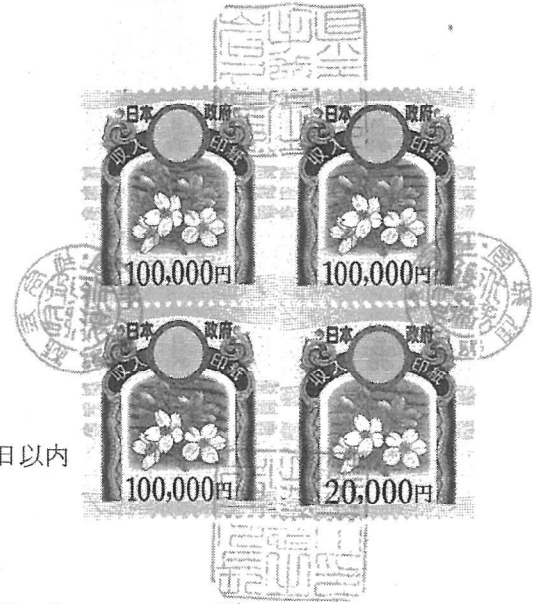
提案理由

(仮称) 広域道の駅整備工事の施設整備契約を締結しようとするものである。



施設整備契約書

- 1 工 事 名 (仮称) 広域道の駅整備工事
- 2 工 事 場 所 久慈市夏井町烏谷第7地割地内
- 3 契 約 期 間 自 議会の議決を得た日から起算して5日以内
至 令和5年3月31日
- 4 請 負 代 金 額 金1,257,850,000円(施設整備業務費)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金114,350,000円)
- 5 契 約 保 証 金 額 金125,785,000円
- 6 解 体 工 事 に 要 す る 費 用 等 別紙1のとおり



上記工事に係る設計及び建設業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、約款条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、共同企業体により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、この契約書は、議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この施設整備請負契約を締結する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

[以下本頁余白]

令和2年4月2日

発注者

岩手県久慈市川崎町1番1号
久慈市
久慈市長 遠藤 譲一



受注者

M・K・F特定建設工事共同企業体
(代表企業)

岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地の3
宮城建設株式会社
代表取締役社長 竹田 和正



(構成企業)

岩手県久慈市新中の橋第37地割108-5
株式会社久慈設計久慈
代表取締役 生平 浩一



(構成企業)

岩手県久慈市新井田第4地割13-1
株式会社藤森測量設計
代表取締役社長 藤森 義浩



法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されていれよ)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート、アスファルト	宮城建設株式会社	久慈市小久慈町 61-6-16、 久慈市小久慈町 62-6-1
木材	株式会社中塚工務店	久慈市枝成沢 18-127-1

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

2,200,000円 (税込)

議案第2号参考資料

(仮称)広域道の駅整備工事の施設整備契約の締結に関し議決を求める
ことについて

1 提案理由

本案は、(仮称)広域道の駅整備工事にあたり、M・K・F特定建設工事共同企業体と、12億5,785万円で施設整備契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 契約内容

(1) 契約金額 1,257,850,000円

(2) 工期 議会の議決を得た日から起算して5日以内から令和5年3月31日まで

(3) 受注者 名称 M・K・F特定建設工事共同企業体

代表者 住所 久慈市新中の橋第4地割35番地の3

氏名 宮城建設株式会社

構成員 住所 久慈市新中の橋第4地割35番地の3

氏名 宮城建設株式会社 代表取締役社長 竹田 和 正

構成員 住所 久慈市新中の橋第37地割108番地の5

氏名 株式会社久慈設計久慈 代表取締役 生 平 浩 一

構成員 住所 久慈市新井田第4地割13番地の1

氏名 株式会社藤森測量設計 代表取締役社長 藤 森 義 浩

(4) 主な内容

- ・建設場所 久慈市夏井町鳥谷第7地割地内
- ・構造 鉄骨造一部木造平屋建て
- ・面積 敷地面積16,811.15㎡、延べ床面積2,031.70㎡
- ・主な施設内容

休憩施設（トイレ、情報発信・休憩スペース、授乳室、おむつ交換スペース）

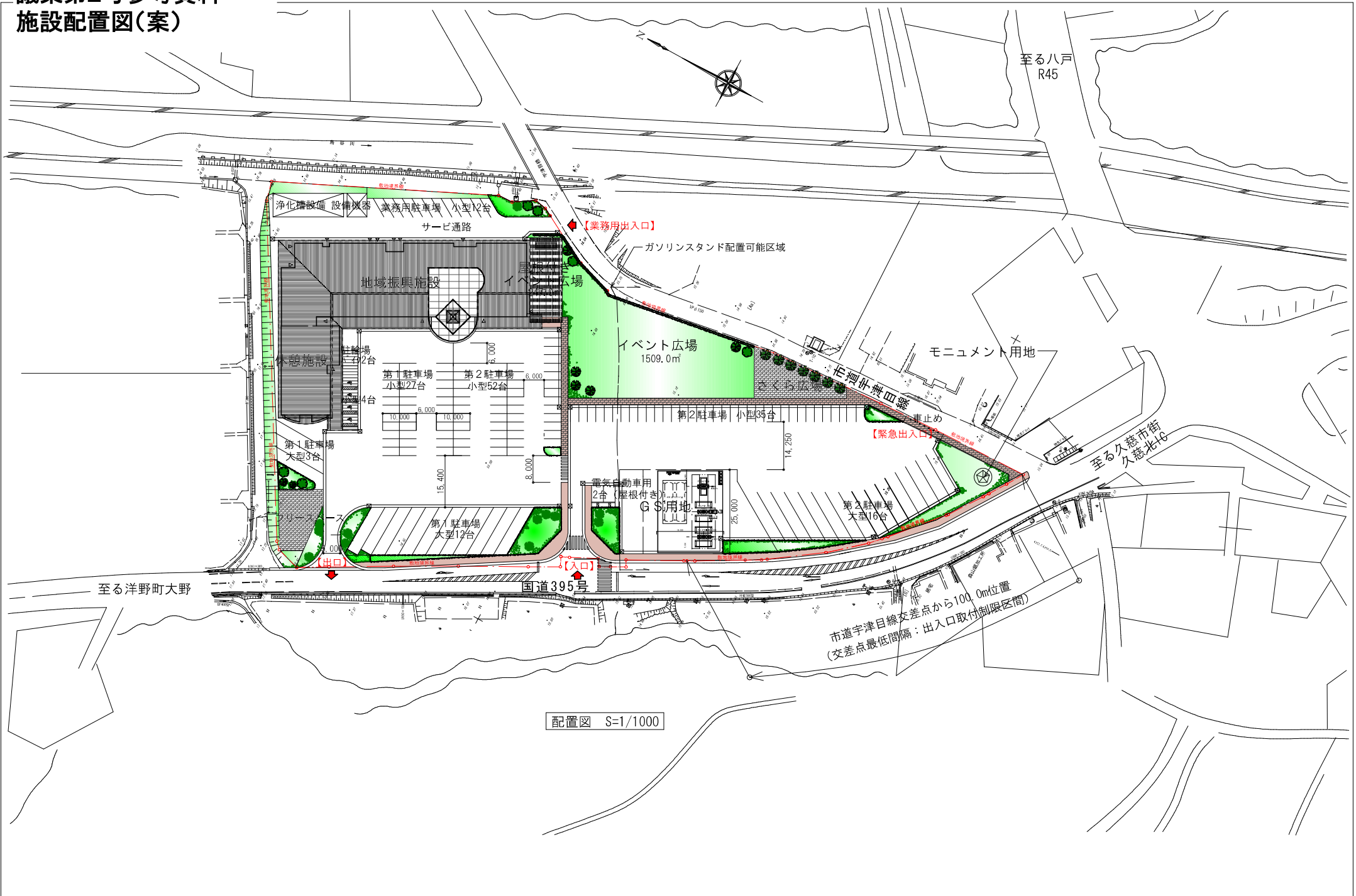
地域振興施設（飲食施設、物販施設、加工施設、防災救急用倉庫、多目的スペース、キッズスペース）

屋外 イベント広場、屋根付きイベント広場、駐車場

議案第2号参考資料
外観パース図(案)



議案第2号参考資料
施設配置図(案)



配置図 S=1/1000

報告第1号

久慈市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に関する専決処
分の報告について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）
の一部改正に伴い、久慈市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につい
て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和2年4月20日提出

久慈市長 遠藤 譲一



専 決 処 分 書

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、久慈市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月1日

久慈市長 遠 藤 譲 一



久慈市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月1日

久慈市長

遠藤 譲一

久慈市条例第13号

久慈市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

久慈市固定資産評価審査委員会条例（平成18年久慈市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号

市税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和2年4月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

報告第2号参考資料

市税条例等の一部を改正する条例に係る改正要旨

第1 個人市民税（令和2年4月1日施行）

給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置（第37条の3の2及び第37条の3の3関係）

第2 固定資産税（令和2年4月1日施行）

- 1 調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定の整備（第54条関係）
- 2 登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の整備（第71条の4関係）

第3 国民健康保険税（令和2年4月1日施行）

- 1 基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、それぞれ引き上げる。（第138条関係）
- 2 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更（第156条関係）
 - (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げる。
 - (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を51万円から52万円に引き上げる。

第4 その他

その他所要の規定の整備を行う。

報告第3号

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和2年3月27日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 12,362円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和2年1月30日午後5時35分頃、市道大尻川原屋敷線を走行中、車両が舗装損傷凹みを通じたことで、車両の左前後輪タイヤを損傷したものである。

令和2年4月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

久慈市長 遠藤 譲 一

乙

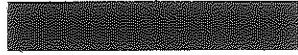


(2) 日 時 令和2年1月30日 午後5時35分頃

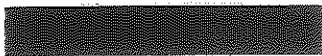
(3) 場 所 久慈市長内町第45地割 地内（市道大尻川原屋敷線）

(4) 車 両

乙 車台番号



登録番号



(5) 概 況

上記日時・場所において、甲が管理する市道大尻川原屋敷線を走行中の乙車両が、舗装損傷凹みを通過したことに伴い、乙車両の左前後輪タイヤを損傷したものである。

2 示談の内容

- (1) 甲は乙に対して、本事故による車両損害につき修理代 24,724 円のうち、12,362 円を支払うものとする。
- (2) 本事故によって生じた(1)の損害賠償の支払いは、乙の指定する方法によるものとする。
- (3) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

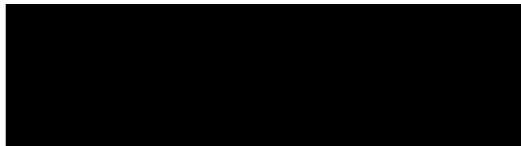
本示談は、今後本件に関する異議の申し立てをしないこととして円満に成立した。

令和2年3月27日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲 一

乙



別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 24,724円
責任割合	③ 50%	④ 50%
甲・乙の責任額	⑤ 12,362円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額12,362円を支払う。	

報告第4号

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和2年4月7日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 3,119円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和2年2月25日午後7時頃、市道生平富原線を走行中、車両が舗装損傷凹みを通過したことで、車両の左前輪ホイールを損傷したものである。

令和2年4月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

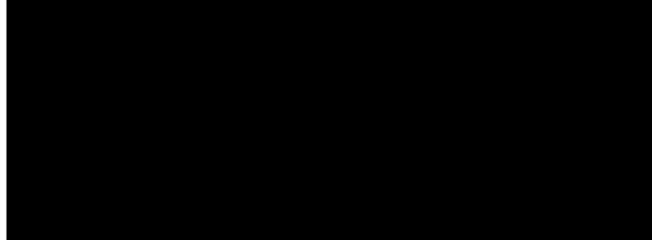
甲 久慈市

久慈市長 遠 藤 譲 一

乙 (保有者)

(運転者)

(教習官)



(2) 日 時 令和2年2月25日 午後7時00分頃

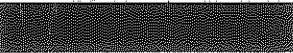
(3) 場 所 久慈市夏井町夏井第13地割 地内 (市道生平富原線)

(4) 車 両

乙 車台番号



登録番号



(5) 概 況

上記日時・場所において、甲が管理する市道生平富原線を走行中の乙車両が、舗装損傷凹みを通じたことに伴い、乙車両の左前輪ホイールを損傷したものである。

2 示談の内容

(1) 甲は乙に対して、本事故による車両損害につき修理代 6,237 円のうち、3,119 円を支払うものとする。

(2) 本事故によって生じた(1)の損害賠償の支払いは、乙の指定する方法によるものとする。

(3) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申し立てをしないこととして円満に成立した。

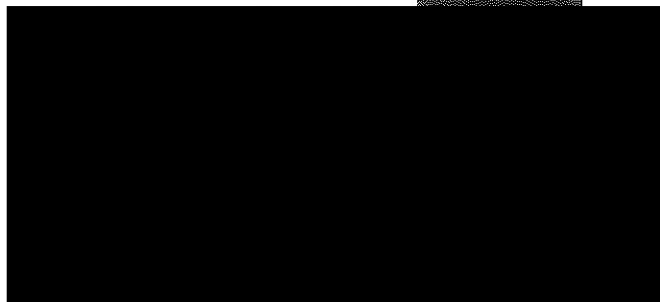
令和2年4月7日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一

乙 (保有者)

(教習官)



損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 6,237円
責任割合	③ 50%	④ 50%
甲・乙の責任額	⑤ 3,119円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額3,119円を支払う。	

報告第5号

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和2年4月7日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 16,500円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和2年2月28日午後3時頃、市道大崎本通り線を走行中、車両が舗装損傷凹みを通じたことで、車両の左前輪タイヤを損傷したものである。

令和2年4月20日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

久慈市長 遠 藤 譲 一

乙



(2) 日 時 令和2年2月28日 午後3時頃

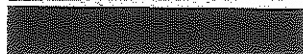
(3) 場 所 久慈市夏井町大崎第4地割地内（市道大崎本通り線）

(4) 車 両

乙 車台番号



登録番号



(5) 概 況

上記日時・場所において、甲が管理する市道大崎本通り線を走行中の乙車両が、舗装損傷凹みを通過したことに伴い、乙車両の左前輪タイヤを損傷したものである。

2 示談の内容

(1) 甲は乙に対して、本事故による車両損害につき修理代 33,000 円のうち、16,500 円を支払うものとする。

(2) 本事故によって生じた(1)の損害賠償の支払いは、乙の指定する方法によるものとする。

(3) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申し立てをしないこととして円満に成立した。

令和2年4月7日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一

乙



損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 33,000円
責任割合	③ 50%	④ 50%
甲・乙の責任額	⑤ 16,500円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額16,500円を支払う。	